



<報道発表資料>

令和 8 年 4 月 9 日

京都市消防局総務部総務課

運転免許証が失効した職員による公用車の無免許運転について

本年4月6日、上京消防署に勤務する30代の消防隊員が運転免許証を失効した状態で公用車を運転していたことが発覚しました。当該職員は、運転免許証が失効した令和7年12月29日から本年4月3日までの96日間、緊急走行66回を含む計81回、無免許状態で公用車を運転していました。

本人の勤務態度に問題はなく、事案発覚後本人に確認したところ、免許の更新を失念していたとのことであり猛省しております。また、組織として4月及び10月に行う運転者等の現況を取りまとめた運転者等現況表の作成や公用車を運転する前の運転免許証の確認の際に十分な確認が出来ていなかったことを大変重く受け止めております。

このような事態を発生させ、市民の皆様の信頼を損ねることになりましたことにつきまして深く反省しお詫び申し上げますとともに、再発防止の徹底を図ってまいります。

【事案発覚に至る経緯と失効期間中の運転状況】

所属等 上京消防署 消防課 消防隊員
階 級 消防士長
性別等 男性・30代

【運転免許証失効期間中の運転履歴】

- 消防局では、4月及び10月の人事異動に伴い、運転者本人が作成した運転者等経歴台帳を元に所属ごとに運転者等現況表を作成し、所属職員の運転免許証の種類、取得年月日、運転免許有効期限等を把握することとしています。また、公用車を運転する前には運転免許証の確認を実施しております。
- 令和8年4月6日、運転者等現況表作成に当たり本人が自身の運転免許証が失効していることに気づき、直ちに本人から上司に報告。運転免許証が失効した令和7年12月29日から本年4月3日までの96日間、緊急走行66回を含む計81回、無免許状態で公用車を運転していました。
- 勤務日には運転免許証の確認は実施していたものの、不携帯の防止に主眼が置かれ、有効期限の記載事項の確認は実施できておりませんでした。

【事案発覚後の対応】

- 令和8年4月7日、上京消防署から上京警察署に報告
- 令和8年4月7日及び8日、上京消防署の監察員（総務担当副署長）が本人に対して聞き取りを実施し、事実の詳細を確認
- 令和8年4月7日～9日、全職員を対象とした運転免許証の確認を実施し、同一事案がないことを確認
- 令和8年4月8日、全所属長に対し、事案の共有と再発防止の徹底を指示



京都市消防局

KYOTO CITY FIRE DEPARTMENT

【再発防止策】

- 運転者等現況表を活用して運転免許証の更新が必要な職員に対し注意喚起を行い、更新後の報告を求める。
- 公用車を運転する際は、職員本人に運転免許証の記載事項を確認させ、有効期限や記載内容について報告を求める。

【今後の対応】

本人への事情聴取結果や上京警察署からの処分内容を踏まえ、厳正に対処していく。

<お問合せ先>

京都市消防局総務部総務課

電話：075-212-6629